

整備項目表（公共交通機関の施設）入力の留意事項

■入力にあたって

- ・ 太枠で囲った部分が入力できます。
- ・ 入力欄以外の変更や修正は行わないでください。
(集計処理等が正常に起動しない場合があります。)

■入力方法

- ・ 入力はプルダウンで相当となるものを選びます。
- ・ 【対象欄】当該項目が対象となるかどうか入力します。

「対象外」を選んだ場合→以降の入力欄が網掛けになります。

「対象」を選んだ場合→それぞれの整備箇所について、
設計ガイドブックで適否等を判断し、
選択してください。

非該当	整備箇所が無い場合
適	整備基準に適合する場合
適（ただし書）	整備基準のただし書の規定に適合する場合
否	整備基準に適合しない場合
否（努力）	整備基準（努力規定）に適合しない場合 ※整備基準（努力規定）に適合しない場合であっても、 その整備項目は「不適合」とはなりません。

整備項目表（公共交通機関の施設）集計表

	整備項目	判定
1	移動等円滑化経路	対象外・適合・不適合
2	視覚障害者誘導用のブロック等	対象外・適合・不適合
3	出入口	対象外・適合・不適合
4	改札口	対象外・適合・不適合
5	通路等	対象外・適合・不適合
6	傾斜路	対象外・適合・不適合
7	階段	対象外・適合・不適合
8-1	昇降機	対象外・適合・不適合
8-2	昇降機	対象外・適合・不適合
9	乗降場	対象外・適合・不適合
10-1	便所	対象外・適合・不適合
10-2	便所	対象外・適合・不適合
11	カウンター等	対象外・適合・不適合
12	案内板等	対象外・適合・不適合
13	券売機	対象外・適合・不適合
14	育児用施設	対象外・適合・不適合
15	休憩設備	対象外・適合・不適合

1 移動等円滑化経路

整備項目表
(公共交通機関の施設)

対象	公共用通路（公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と車両等（公共交通の事業者が旅客の運送事業の用に供する車両、自動車及び航空機をいう。以下同じ。）の乗降口との間の経路	対象 対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
① 乗降場ごとに1以上設置	(1) 公公用通路と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの（以下「移動円滑化経路」という。）を、乗降場ごとに1以上設けること。	適否
② 傾斜路又はエレベーター	(2) 移動円滑化経路において床面に高低差がある場合においては、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合にあっては、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。 (3) 公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、当該公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路又はエレベーターを利用することにより高齢者、障害者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合においては、(2)の規定によらないことができる。	非該当 適否 適（ただし書） 否
③ 経路	(4) 公公用通路と車両等の乗降口との間の経路であって、主たる通行の用に供するものと当該公用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動円滑化経路が異なる場合においては、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。	非該当 適否
④ 乗り継ぎ経路	(5) 乗降場間の利用者の乗継ぎの用に供する経路（(6)において「乗継ぎ経路」という。）のうち、(2)及び(3)の「傾斜路又はエレベーター」〔3 出入口〕の〔2〕、〔4 改札口〕の〔2〕、〔5 通路等〕の〔2〕、〔6 傾斜路（その踊場を含む。）〕の〔2〕〔8 昇降機〕に定める基準に適合するものを、乗降場ごとに1以上設けること。 (6) 主たる乗継ぎ経路と(5)に定める基準に適合する乗継ぎ経路が異なる場合においては、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。	非該当 適否 非該当 適否
⑤ 出入口	(7) 線路、水路等を挟んだ各側に公用通路に直接通する出入口がある鉄道の駅には、(1)の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動円滑化経路をそれぞれ1以上設けること。ただし、鉄道の駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道の駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと知事が認める場合は、この限りでない。	非該当 適否 適（ただし書） 否



2 視覚障害者誘導用ブロック等

整備項目表
(公共交通機関の施設)

対象	利用者の用に供する通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するもの（これらの通路等とエレベーター、便所、券売機及び案内板等との間の経路を構成する通路等を含む。）	対象 対象外
----	--	-----------

整備箇所等	整備基準	整備状況
① 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声等による誘導設備の設置	(1) 通路等であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するもの（これらの通路等とエレベーター、便所、券売機及び案内板等との間の経路を構成する通路等を含む。）には、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。	適否
② 表明	(2) 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロック等を敷設すること。	非該当 適否

3 出入口

整備項目表
(公共交通機関の施設)

対象	利用者の用に供する各室の出入口（それぞれ1以上の出入口は次に定める基準に適合させること）	対象 対象外
----	--	-----------

【1】出入口

整備箇所等	整備基準	整備状況
① 幅	(1) 幅は80cm以上とすること。	適否
② 戸の構造	(2) 戸を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとすること。 ア 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造（回転式を除く。）とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 イ 全面が透明な戸を設ける場合においては、戸に衝突を防止する措置を講じたものとすること。 ウ 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	適否 適否 適否 適否
③ 段	(3) 通行の際に支障となる段を設けないこと。	適否

【2】移動円滑化経路を構成する出入口

対象	移動円滑化経路を構成する出入口	対象 対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
① 幅	(1) 幅は90cm以上とすること。	適否
② 戸の構造	(2) 戸を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとすること。 ア 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造（回転式を除く。）とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 イ 全面が透明な戸を設ける場合においては、戸に衝突を防止する措置を講じたものとすること。 ウ 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	該当 非該当 適否 非該当 適否 非該当 適否
③ 段	(3) 通行の際に支障となる段を設けないこと。	適否

4 改札口

整備項目表
(公共交通機関の施設)

対象	改札口に自動改札機を設ける	対象 対象外
----	---------------	-----------

【1】改札口

整備箇所等	整備基準	整備状況
① 自動改札機	改札口に自動改札機を設ける場合においては、自動改札機又はその周辺において自動改札口への進入の可否を示すとともに、乗車券等の挿入口を色で縁取ること等により容易に識別できるものとすること。	非該当 適否

【2】移動円滑化経路を構成する出入口

対象	移動円滑化経路を構成する改札口	対象 対象外
----	-----------------	-----------

整備箇所等	整備基準	整備状況
① 自動改札機	(1) 改札口に自動改札機を設ける場合には、自動改札機又はその周辺において自動改札口への進入の可否を示すとともに、乗車券等の挿入口を色で縁取ること等により容易に識別できるものか。	適否
② 幅	(2) 幅は90cm以上とすること。	適否
③ 段	(3) 通行の際に支障となる段を設けないこと。	非該当 適否

5 通路等

整備項目表
(公共交通機関の施設)

対象	利用者の用に供する通路等	対象 対象外
----	--------------	-----------

【1】通路等

整備箇所等	整備基準	整備状況
① 幅員	(1) 傾斜路に接する部分の通路等の幅は、1.5m以上とすること。	非該当 適否
② 路面仕上げ	(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	適否
③ 段	(3) 段を設ける場合においては、当該段の基準は、〔7 階段（その踊場を含む。）〕に定める基準を準用すること。	非該当 適否
④ 突出物等	(4) 突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。	適否
⑤ 排水溝	(5) 排水溝に溝蓋を設ける場合においては、当該溝蓋は、杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。	非該当 適否

【2】移動円滑化経路を構成する出入口

対象	移動円滑化経路を構成する改札口	対象 対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
① 幅員	(1) 幅は、1.8m以上とすること。	適否
② 路面仕上げ	(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	適否
③ 段	(3) 通行の際支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、〔6 傾斜路（その踊場を含む。）〕の【2】に定める基準に適合する傾斜路を併設すること。	適否
④ 突出物等	(4) 突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。	適否
⑤ 排水溝	(5) 排水溝に溝蓋を設ける場合においては、当該溝蓋は、杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。	非該当 適否
⑥ 戸	(6) 戸を設ける場合においては、〔3 出入口〕の【2】に定める基準に適合すること。	非該当 適否
⑦ 照明設備	(7) 照明設備を設けること。	適否



6 傾斜路（その踊り場を含む。）

整備項目表
(公共交通機関の施設)

対象	利用者の用に供する傾斜路	対象 対象外
----	--------------	-----------

【1】一般の傾斜路

整備箇所等	整備基準	整備状況
① 表面	(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	適否
② 手すり	(2) 両側に手すりを2段で設けるとともに、その上段の手すりの両端には、傾斜路の行き先を点字で表示すること。	適否
③ 立ち上がり	(3) 両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。	適否
④ 床面の識別	(4) その前後の通路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。	適否

【2】移動円滑化経路を構成する傾斜路

対象	移動円滑化経路を構成する傾斜路	対象 対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
① 幅員	(1) 幅は、階段に代わるものにあっては1.2m以上、階段に併設するものにあっては90cm以上とすること。	適否
② 表面	(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	適否
③ 手すり	(3) 両側に手すりを2段で設けるとともに、その上段の手すりの両端には、傾斜路の行き先を点字で表示すること。	適否
④ 立ち上がり	(4) 両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。	適否
⑤ 床面の識別	(5) その前後の通路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。	適否
⑥ 勾配	(6) 勾配は、1/12（屋外に設けられる場合においては、1/20）を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものについては、1/8を超えないこと。	適否
⑦ 踊場	(7) 高さが75cm（屋外に設けられる場合においては、60cm）を超えるものについては、高さ75cm（屋外に設けられる場合においては、60cm）以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設けること。	非該当 適否

7 階段 (その踊り場を含む。)

整備項目表
(公共交通機関の施設)

対象	利用者の用に供する階段	対象 対象外
----	-------------	-----------

【1】通路等

整備箇所等	整備基準	整備状況
① 表面	(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	適否
② 手すり	(2) 両側に手すりを連続して2段で設け、その上段の手すりの両端には、階段の行き先を点字で表示すること。	適否
	(3) 幅が4mを超えるものについては、中間に手すりを連続して設けること。ただし、踊場の部分については、この限りでない。	非該当 適否
③ 回り段	(4) 回り段を設けないこと。	適否
④ 段の識別	(5) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること。	適否
⑤ 段の構造	(6) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。	適否
⑥ 踊場	(7) 高さが3mを超えるものについては、高さ3m以内ごとに踏幅が1.2m以上の踊場を設けること。	非該当 適否
⑦ 立ち上がり	(8) 階段 (側面が壁面であるものを除く。) の両側には、立ち上がりを設けること。	適否
⑧ 照明	(9) 照明設備を設けること。	適否

8-1 昇降機

整備項目表
(公共交通機関の施設)

対象	移動円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降口ビー	対象 対象外
----	---------------------------	-----------

【1】移動円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降口ビー

整備箇所等	整備基準	整備状況
① 筐の大きさ	(1) 筐の幅は1.4m以上とし、筐の奥行きは1.35m以上とすること。ただし、筐の出入口が複数あるエレベーターであって、筐の奥行きが1.35m以上のもの（開閉する筐の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）については、この限りでない。	適否
② 筐の出入口	(2) 筐及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80cm以上とすること。	適否
	(3) 筐及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、筐外から筐内が視覚的に確認できる構造とすること。	適否
	(4) 筐の出入口には、利用者を感じし、筐及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	適否
③ 制御装置（操作盤）	(5) 筐内及び乗降口ビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	適否
	(6) 筐内及び乗降口ビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置に設けられた制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。	適否
④ 筐内	(7) 筐内に、筐が停止する予定の階及び筐の現在位置を表示する装置を設けること。	適否
	(8) 筐内には、手すりを設けること。	適否
	(9) 筐内には、車椅子使用者が乗降する際に筐及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。	適否
⑤ 音声案内	(10) 筐内又は乗降口ビーには、到着する筐の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。	適否
	(11) 筐内には、筐が到着する階並びに筐及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。	適否
	(12) 筐の出入口が複数あるエレベーターを設ける場合においては、開閉する筐の出入口を音声により知らせる装置を設けること。	非該当 適否
⑥ 乗降口ビー	(13) 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、1.5m以上とすること。	適否
	(14) 乗降口ビーに、到着する筐の昇降方向を表示する装置を設けること。	適否
⑦ 緊急時対応	(15) 地震、火災、停電等の際に管制運転を行うエレベーターを設ける場合においては、管制運転を行っている旨を音声及び文字で知らせる装置を設けること。	非該当 適否
⑧ 開延長対応	(16) 筐及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。	適否

【2】移動円滑化経路を構成するエレベーター

整備箇所等	整備基準	整備状況
設置台数	移動円滑化経路を構成するエレベーターの台数、筐の幅及び奥行きは、公共交通機関の施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。	非該当 適否

8-2 昇降機

整備項目表
(公共交通機関の施設)

対象	移動円滑化経路を構成するエスカレーター	対象 対象外
----	---------------------	-----------

【3】移動円滑化経路を構成するエスカレーター

整備箇所等	整備基準	整備状況
① 昇降方向	(1) 上り専用のもの及び下り専用のものをそれぞれ設けること。ただし、利用者が同時に双方に移動することができない場合においては、この限りでない。	適否
② 踏面	(2) 踏段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものとすること。	適否
③ 昇降の水平部分	(3) 昇降口において、3枚以上の踏段が同一平面上にあるものとすること。	適否
④ 踏面の識別	(4) 踏段の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により踏段相互の境界を容易に識別できるものとすること。	適否
⑤ くし板の識別	(5) くし板の端部と踏段の色の明度の差が大きいこと等によりくし板と踏段との境界を容易に識別できるものとすること。	適否
⑥ 進入可否の表示	(6) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。	非該当 適否
⑦ 幅	(7) 幅は、80cm以上とすること。ただし、複数のエスカレーターが隣接する位置に設けられる場合においては、そのうち1のエスカレーターのみが適合していれば足りるものとする。	適否
⑧ 車椅子使用者対応	(8) 踏段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。ただし、複数のエスカレーターが隣接する位置に設けられる場合においては、そのうち1のエスカレーターのみが適合していれば足りるものとする。	適否
⑨ 音声案内	(9) エスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。	適否

9 乗降場

整備項目表
(公共交通機関の施設)

対象	鉄道の駅のプラットホーム	対象 対象外
----	--------------	-----------

【1】鉄道の駅のプラットホーム

整備箇所等	整備基準	整備状況
① 表面	(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	適否
② 横断勾配	(2) 排水のための横断勾配は、1%を標準とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合、又はホームドア若しくは可動式ホーム柵が設けられている場合においては、この限りでない。	適否
③ 隙間	(3) プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものであること。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。	非該当 適否
④ 床面	(4) プラットホームと鉄道車両の乗降口の床面とは、できる限り平らであること。	適否
⑤ 車椅子使用者が円滑に乗降できる設備	(5) プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面の縁端との間隔又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合においては、車椅子使用者の乗降を円滑にするための設備が1以上備えられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。	適否
⑥ 停止位置の表示	(6) 鉄道の駅の適切な場所において、列車に設けられる車椅子スペースに通ずる鉄道車両の乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示しなければならない。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合には、この限りでない。	非該当 適否
⑦ 転落防止設備	(7) ホームドア、可動式ホーム柵、内方線付き点状ブロック（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）第一条第四号に規定する内方線付き点状ブロックをいう。別表第二において同じ。）その他の視覚障害者の転落を防止するための設備が設けられていること。	適否
	(8) プラットホームの線路側以外の端部には、利用者の転落を防止するための柵を設けること。ただし、当該端部に階段が設けられている場合その他利用者が転落するおそれのない場合においては、この限りでない。	適否
⑧ 警告設備	(9) 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合、又はホームドア若しくは可動式ホーム柵が設けられている場合においては、この限りでない。	適否
⑨ 照明	(10) 照明設備を設けること。	適否

【2】鉄道の駅以外の乗降場

対象	鉄道の駅以外の乗降場	対象 対象外
整備箇所等	整備基準	整備状況
	上記【1】に定める基準を準用すること。	適否

10-1 便所

整備項目表
(公共交通機関の施設)

対象	利用者の用に供する便所	対象 対象外
----	-------------	-----------

【1】出入口付近の案内設備

整備箇所等	整備基準	整備状況
男女の案内等	出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。	適否

【2】車椅子対応トイレ

整備箇所等	整備基準	整備状況
① 設置数	(1) 男子用及び女子用の区別がなく利用でき、かつ、次に定める基準に適合する高齢者、障害者等の利用に配慮した便所を1以上設けること。	適否
② 出入口の幅	ア 便房及びその便房のある便所の出入口の幅は、80cm以上とすること。	適否
③ 戸の構造	イ 便房及びその便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	非該当 適否
	ウ 便房及びその便房のある便所に自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	非該当 適否
④ 段	エ 便房及びその便房のある便所の出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	適否
⑤ 空間と設備	オ 便房及びその便房のある便所の内部は、車椅子使用者その他の高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置した構造とすること。	適否
⑥ 床面	カ 便房及びその便房のある便所の床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	適否
⑦ 洗面器	キ 便房又はその便房のある便所に、次に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。	
	(ア) 車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間が設けられていること。	適否
	(イ) もたれかかったときに耐えうる強固なものとすること。	適否
	(ウ) 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとすること。	適否
⑧ 案内表示	(2) 出入口又はその付近に、(1)に定める基準に適合する便房が設けられている旨の適切な表示をすること。	適否

10-2 便所

整備項目表
(公共交通機関の施設)

対象	【10-1 便所】【2】に定める基準に適合する便所（車椅子対応トイレ）に加えて設ける利用者の用に供する便所	対象 対象外
----	---	-----------

【3】準車椅子対応トイレ

整備箇所等	整備基準	整備状況
① 設置個所数	【10-1 便所】【2】車椅子対応トイレに加えて、利用者の用に供する便所を設ける場合においては、以下に定める基準に適合する便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けるよう努めること。	非該当 適否（努力）
② 設備	(1) 車椅子使用者の利用可能な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。	適否
③ 出入口の幅	(2) 便房及びその便房のある便所の出入口の幅は、80cm以上とすること。	適否
④ 戸の構造	(3) 便房及びその便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	非該当 適否
④ 段	(4) 便房及びその便房のある便所の出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	適否
⑤ 洗面器	(5) 便房及びその便房のある便所に、次に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。 ア 車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間が設けられていること。 イ もたれかかったときに耐えうる強固なものとすること。 ウ 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとすること。	適否
⑥ 案内表示	(6) 出入口又はその付近に、高齢者、障害者等が利用可能な便房が設けられている旨の適切な表示をすること。	適否

【4】男子用小便器

整備箇所等	整備基準	整備状況
① 男子用小便器	利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、以下に定める基準に適合するものとすること。	非該当 適否
② 低リップ＆手すり	(1) 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、そのうち1以上に、両側に手すりを適切に配置された床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。	非該当 適否

【5】乳幼児用椅子及び乳幼児のおむつ換えができる設備

整備箇所等	整備基準	整備状況
① 育児用施設	利用者の用に供する便所を設ける場合においては、以下に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。	非該当 適否
② 乳幼児用ベッド	(1) 便所内に、乳幼児用ベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を1以上設けること。ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所以外の場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に当該設備が設けられている場合は、この限りでない。	適否
③ 乳幼児用椅子	(2) 便所内に、乳幼児を安全に座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房の出入口にその旨を表示すること。	適否
④ 案内表示	(3) 当該便所の出入口に、乳幼児用ベッド及び乳幼児用椅子の設備を設けている旨を表示すること。ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所以外の場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に乳幼児用ベッドが設けられている場合は、この限りでない。	適否

【6】オストメイト用設備

整備箇所等	整備基準	整備状況
① オストメイト用設備	利用者の用に供する便所を設ける場合においては、便房にオストメイト用設備を設けた便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。	適否

11 カウンター等

整備項目表
(公共交通機関の施設)

対象	利用者の用に供するカウンター等	対象 対象外
----	-----------------	-----------

整備箇所等	整備基準	整備状況
① カウンター等	利用者の用に供するカウンター等を設ける場合においては、それぞれ1以上のカウンター等を車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。ただし、カウンターについては、常駐する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合においては、この限りでない。	非該当 適否

12 案内板等

整備項目表
(公共交通機関の施設)

対象	案内板又は表示板を設ける場合	対象 対象外
----	----------------	-----------

整備箇所等	整備基準	整備状況
① 案内板等	(1) 案内板又は表示板を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとすること。	非該当 適否
② 位置等	ア 位置、高さ、照明等は、高齢者、障害者等に配慮したものとすること。	適否
③ 文字の大きさ等	イ 文字の大きさ、書体、配色等は、高齢者、障害者等が見やすく分かりやすいものとし、必要に応じ、子ども等が理解しやすいよう平仮名、片仮名、図、記号等による表示を行うこと。	適否
④ 戸の構造	ウ 必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。	適否
⑤ 出入口付近の案内	(2) 公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口の付近には、高齢者、障害者等の円滑な通行及び利用に配慮した設備の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、高齢者、障害者等の円滑な通行及び利用に配慮した設備の配置を容易に視認できる場合においては、この限りでない。	適否
表示板等	(3) 高齢者、障害者等の円滑な通行及び利用に配慮した傾斜路、昇降機、便所、券売機又は乗車券等の販売を行う者が常駐する窓口等の付近には、それぞれ、当該傾斜路、昇降機、便所、券売機又は乗車券等の販売を行う者が常駐する窓口等があることを表示する表示板を設けること。	適否
聴覚障害者への配慮	(4) 案内、呼出し等の窓口を設ける場合においては、文字により情報を表示する聴覚障害者に配慮した設備を設けるよう努めること。	非該当 適否(努力)
避難誘導灯	(5) 消防法第十七条第一項の規定により消防の用に供する設備の設置が必要な施設（自動火災報知設備及び避難口誘導灯の設置が必要な施設に限る。）については、屋内から直接地上へ通ずる出入口又は直通階段の出入口に設けることとされる避難口誘導灯は、点滅機能及び音声誘導機能により視覚障害者及び聴覚障害者の避難に配慮したものとするよう努めること。《*》	非該当 適否(努力)
情報提供	(6) 車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	非該当 適否

13 券売機

整備項目表
(公共交通機関の施設)

対象	券売機を設ける場合	対象 対象外
----	-----------	-----------

整備箇所等	整備基準	整備状況
① 設置数	券売機を設ける場合においては、次に定める基準に適合する券売機をそれぞれ1以上設けること。ただし、乗車券等の販売を行う者の常駐する窓口が設けられている場合においては、この限りでない。	非該当 適 適 (ただし書) 否
② 車椅子使用者への配慮	(1) 金銭投入口、ボタン等の高さは、車椅子使用者の円滑な利用に配慮したものとすること。	適 否
③ 視覚障害者への配慮	(2) 視覚障害者の円滑な利用に配慮した次に定める基準に適合するものとすること。	
④ 点字表示	ア ボタンのある券売機には、運賃等の主要なボタンに点字による表示を行うこと。	適 否
⑤ 音声案内	イ ボタンのない券売機には、音声により視覚障害者を案内する設備を設けること。	適 否
⑥ 点字運賃表	ウ 券売機の横には、点字による運賃表を設けること。	適 否

14 育児用施設

整備項目表
(公共交通機関の施設)

対象	育児用施設がある	対象 対象外
----	----------	-----------

整備箇所等	整備基準	整備状況
① 授乳室の設置	(1) 育児用施設を設けるよう努めること。	非該当 適否（努力）
② 案内表示	(2) 育児用施設の出入口又はその付近に、育児用施設が設けられている旨の適切な表示をすること。	非該当 適否

15 休憩設備

整備項目表
(公共交通機関の施設)

対象	休憩設備がある	対象 対象外
----	---------	-----------

整備箇所等	整備基準	整備状況
① 休憩施設の設置	(1) 休憩設備を設けること。ただし、利用者の円滑な移動に支障を及ぼすおそれのある場合においては、この限りでない。	適 適（ただし書） 否
② 案内表示	(2) 休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をすること。	適 否